

北上市訓令第1号
北上市教育委員会訓令第3号

市長部局
教育委員会事務局

北上市多文化共生推進本部規程を次のように定める。

令和7年2月21日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市教育委員会教育長 船 田 浩

北上市多文化共生推進本部規程

(設置)

第1条 外国人と日本人がお互いに快適に暮らすことができるまちを目指して策定された北上市多文化共生指針（以下「指針」という。）を推進するための体制を強化し、本市に居住又は通勤若しくは通学する外国籍の住民に対し、庁内横断的に支援するため、北上市多文化共生推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 指針の策定に関すること。
- (2) 指針の進行管理に関すること。
- (3) 指針に係る実施事業の評価及び重点的取組の設定に関すること。
- (4) 多文化共生の推進に係る情報共有及び連絡調整に関すること。
- (5) その他多文化共生の推進に関して市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

3 部員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 企画部長
- (2) 危機管理監
- (3) 財務部長

- (4) まちづくり部長
- (5) 生活環境部長
- (6) 福祉部長
- (7) 健康こども部長
- (8) 農林部長
- (9) 商工部長
- (10) 都市整備部長
- (11) 教育部長

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

2 本部長は、会議の議長となる。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部を構成する職員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 推進本部の庶務は、まちづくり部地域づくり課において処理する。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。